

允恭天皇紀にみる訓注の一機能 —鬪鶏国造の人物造形と関わらせて—

大館 真晴

一、はじめに

として捉えなおしたものである。このような視点は、これまでの書紀の訓注論に一石を投じ、新たな論点を提出したという点において重要な意味を持つ。毛利氏は、先の訓注論の考察から導き出された問題を日本語書記史全体の問題として論を発展させてゆく。一方の青木氏は、書紀の訓注語とト部兼方本『日本書紀』などの古写本の傍訓との関係性を視野に入れ、訓読という行為の新たな意義付けを試みる。

『日本書紀』（以下、書紀）の訓注に関する議論は、二〇〇二（平成二四）年以降、青木周平・毛利正守両氏が多くの論考を発表し、大きく進展したといえる。⁽¹⁾ 青木・毛利両氏の論考は、書紀の訓注の把握に斬新な視点を導入し、書紀の訓注論に新たな論点を提示した

という点において注目すべきものといえる。もちろん、青木・毛利両氏の論考は、論の目指す方向性など相違点をみせるが、注目すべきことに、以下のような点において、共通の理解を示す⁽²⁾。

- ・書紀の被訓注語については、まず和語が基にあり、それにもとづいて被訓注語の漢字表記がなされるという理解。

二、問題とする箇所

- ・訓注は単なる訓読語の提示として理解するのではなく、漢文で文章を記すという、書記行為に関わって理解すべきであるという理解。

今回、考察の対象とするのは、以下の允恭天皇紀の記述である。

この記述では、主な登場人物である鬪鶏国造の会話文にのみ訓注が施されており、訓注が何らかの意図をもつて付されたことを想起させるものである。以下、この箇所の訓注が果たす機能について考察

この青木・毛利両氏の見解は、書紀の訓注を単なる訓読語の提示としてとらえるのではなく、和語を漢文で書くという書記行為の一環

を加えるものとする。

二年春二月丙申朔己酉、立^ニ忍坂大中姫^一為^ニ皇后^一。是日、為^ニ皇后^一定^ニ刑部^一。皇后生^ニ木梨輕皇子・名形大娘皇女・境黒彦皇子・穴穂天皇・輕大娘皇女・八釣白彦皇子・大泊瀬稚武天皇・但馬橘大娘皇女・酒見皇女^一。初皇后隨レ母在レ家、獨遊^ニ苑中^一。時鬪鷄國造、従^ニ傍徑^一行之。乘^レ馬而莅^レ籬、謂^ニ皇后^一、嘲之曰、「能作^レ蘭乎、汝者也。汝^一此云^ニ那鼻昔^一也。」且曰、「^②庄乞、戸母、其蘭^一莖焉。^③此云^ニ累提^一。戸母^一此云^ニ觀自^一。」皇后則採^ニ一根蘭、與^ニ於乘^レ馬者^一。因以、問曰、「何用求^レ蘭耶。」乘^レ馬者對曰、「^④行^レ山撥^レ蟻也。蟻^一此云^ニ摩愚那岐^一。」時皇后結^ニ之於意裏、乘^レ馬者辭无^レ礼、即謂之曰、「首也、余不^レ忘矣。」是後、皇后登祚之年、覓^ニ乘^レ馬乞^レ蘭者^一、而數^ニ昔日之罪^一以欲^レ殺。爰乞^レ蘭者、頬捨^レ地叩頭曰、「臣之罪實當^レ死。然當^ニ其日^一、不^レ知^ニ貴者^一。」於是、皇后赦^ニ死刑^一、貶^ニ其姓^一謂^ニ稻置^一。

(卷十三 允恭天皇二年春二月条)

右の物語は、忍坂大中姫（後の允恭天皇の皇后）が、允恭天皇との婚姻関係を結ぶ前の話である。物語の概略を示すと、以下のようないものである。

忍坂大中姫が苑の中で一人で遊んでいた折、鬪鷄國造が馬に乗り忍坂大中姫の家のそばを通りかかる。鬪鷄國造は、馬に乗ったまま、垣根越しに忍坂大中姫を以下のように嘲ける。「能作^レ蘭乎、汝者也（よく蘭が作れるのか、お前）」（傍線①）、「庄乞、戸母、其蘭^一莖焉（さあよこせ、刀自、その蘭を一本）」（傍線②）。忍坂大中姫は、先の鬪鷄國造の言葉を受け蘭を一本取り、馬上の男（鬪鷄國造）に渡して「何のために、蘭をもとめるのか」と問う。馬上の男は「行^レ山撥^レ蟻也。（山に行く時に、蟻を払うのだ）」（傍線③）と答える。忍坂大中姫は、馬に乗った者の言葉が無礼であったことを心に刻み（二重線部）、「首よ、私は忘れません」と発言する。忍坂大中姫は、その後、皇后となり、その時の馬に乗った男を探しだし、昔の罪を問うて殺そうとする。しかし、その男は額を地につけ助命を請うので、忍坂大中姫は、死罪を止めて姓を下し稻置とする。

以上が允恭天皇二年春二月条の概略である。この物語では、注目すべき点として、以下のような点があげられる。それは鬪鷄國造の忍坂大中姫に対する会話文にのみ集中的に訓注が施されており、「時に皇后、意の裏に、馬に乗れる者の辞の礼无きを結びたまひて」（二重線部）とあるように、その鬪鷄國造の発言に対して、忍坂大中姫が無礼であるとの判断を下すところである。

論者は、この鬪鷄國造の会話文に付された訓注にこそ、鬪鷄國造の無礼な様を際だたせるための書紀の人物造形上の工夫がなされて

いふと考えてゐる。以下、鬪鷦國造の会話文を詳しく述べることで、そのことを指摘してみたい。

三・鬪鷦國造の会話文と訓注の機能

当該箇所において、訓注が付された鬪鷦國造の会話文は、傍線①～③の三箇所である。このうちの傍線③については、鬪鷦國造の発言の無礼さと訓注の関係性について次のような指摘がある。

小さな羽虫の一種、カツラムシとも訓むので、ここはマグナキと訓むという注がある。そう訓むとマ(目)クナキ(婚)で婚グを連想させ、女性には無礼に聞こえた。

(新編古典文学全集『日本書紀』頭注⁽⁴⁾)

右の新編全集『日本書紀』の記述は、漢文で書かれた書紀の文脈を正確に理解するうえで、当該箇所の訓注が大きな役割を果たしていることを指摘するものである。まず、新編全集の指摘をふまえ、「蟻」の字義を確認してみると、『説文⁽⁵⁾』に「蟻、蟻蠍、細蟲也虫蔑从聲亡結切」とあり、『爾雅⁽⁶⁾』には「蟻、蟻蠍 小蟲、似レ 娜喜乱飛。」とある。これらの記述から「蟻」は非常に小さい虫で、さかんに乱れ飛ぶ虫であることがわかる。また『和名類聚抄⁽⁷⁾』には、「蟻蠍」について、「加豆乎无之^{カツヲムシ}」、「末久奈岐^{マグナキ}」(ルビは筆者)の二種の訓を確認することができる。新編全集『日本書紀』は傍線③の

訓注について、「カツオムシ」と「マグナキ」という二種類の訓があるなかで、「マナグナキ」という訓を確定させ、性行為をあらわす「クナグ」を連想させることで、忍坂大中姫に対する無礼の文脈を成り立たせていると述べている。この新編全集『日本書紀』の指摘は、「馬に乗れる者の^{ひとことば}辭^{ふやな}の礼^{ふやな}無^{なき}」と表現される鬪鷦國造の会話文の無礼さというものを描き出すにあたり、訓注が大きく機能していることを指摘するものである。新編全集『日本書紀』の指摘は、上記の訓注のみにとどまっているが、論者は、当該箇所の他の訓注においても、鬪鷦國造の無礼を際立たせるための同様の訓注の機能が見られるのではないかと考えている。以下、他の訓注の検討を通して、そのことを述べてみたい。

●「汝、此云⁽⁸⁾那鼻苦^(ナビト)也。」について

まず、傍線①の「能作^レ蘭乎、汝者也。汝、此云^(二)那鼻苦^(ナビト)也。」(蘭を作ることができるのか、お前。)という会話文についてみてみたい。この会話文の書き出しには「嘲之曰」とあり、鬪鷦國造が忍坂大中姫に対して、すでに見下すような態度をとつていたことが、地の文の表現によって示されている。ここで注目したいのは、鬪鷦國造が忍坂大中姫に対して呼びかける「汝」という言葉に対して、「汝、此云^(二)那鼻苦^(ナビト)也。」(ルビは筆者)と訓注が付されていることである。

まず、当該箇所の「汝」という漢字は、同列の者や、親しい者、

もしくは以下の者に對して使用される第二人称の漢字である。その訓讀については、「ナ」・「ナレ」・「ナムチ」・「ナビト」など

の訓みが想定できる。当該箇所の「汝」については、先に示した「汝、此云^ニ那鼻苦^ニ也」との訓注があることから「ナビト」の意で文脈を理解することができる。この「ナビト」については、新編日本古典文学全集『日本書紀』の頭注が「ナ（汝）ビト（人）で、お前。ナムチ（汝貴）に対して、敬意が全くなない二人称」（傍点筆者）との指摘をして⁽⁸⁾いる。おそらくこの訓注は「汝」という漢語表記のみでは鬪鷦國造の高圧的な様子を読み手に理解させるのが困難であり、「ナビト」と訓ませることで、鬪鷦國造の無礼な様子を表現せんとしたものだと考えられる。このような会話文の訓注の例は、書紀中において、以下のAのような例を見る事ができる。

A 時に道臣命、審に、賊害^{そこなはむといふこころ}之心有ることを知りて、大きに怒りて詰び噴ひて曰はく、「虜爾^{なげ}所造屋、爾^な自居之。爾^な此云^ニ飫^{ころ}例。」
（『日本書紀』卷三・神武天皇即位前紀八月）

a 爾に大伴連等の祖、道臣命、久米直等の祖、大久米命の二人、兄宇迦斯を召びて、罵詈りて云ひけらく、「伊賀此^ニ字以^レ音。作り仕へ奉れる大殿の内には、意礼此^ニ字以^レ音。先づ入りて、其の仕へ奉らむとする状を明し白せ。」といひて、：

まず、aの『古事記』の記述から注目したい。この神武記の記述は道臣命、大久米命が兄宇迦斯のことを「きさま」と罵っている場面である。注目するのは太字の部分で、ここでは、相手を卑しめていう、二人称代名詞「イ」・「オレ」が「此二字以^レ音」と注記され、一字一音仮名で表記されている点である。この表記例は「きさま」と相手を罵る会話文の意味あいをより鮮明に打ち出すために、『古事記』がとった表記法だといえる。

では、一方のAの神武天皇即位前紀の記述はどうであろうか。Aでは、『古事記』の「イ」・「オレ」に相当する部分を、「爾」の漢字一字で表記している。この「爾」は、同列の者や、親しい者、目下の者に對して使用される二人称代名詞で、『史記』や『漢書』などの漢籍で多くの用例をみることができる。Aの神武天皇即位前紀では、この「爾」に対して「爾、此云^ニ飫^{オレ}例」（ルビは筆者）との訓注が施されている。「爾」の漢字表記のままでは、「ナ」・「ナムチ」、「イ」・「オレ」の何れの意でも理解が可能であり、Aの記述は「爾、此云^ニ飫例」の訓注がなければ、「きさま…」と相手を罵しる意味あいが読み取りにくい箇所だといえる。おそらく書紀の編者は、このような状況を避けるために「オレ」という訓注を付し、書紀の文脈にあわせた漢字理解を促したものだといえよう。

当該箇所の鬪鶏国造の会話文に付された「汝、此云_ニ那鼻苔」

也」という訓注も同様のものと考えられ、忍坂大中姫に対する鬪鶏國造の発言の非礼さというものが、訓注があることでより鮮明に打ち出されているといえる。

●「庄乞、此云_ニ異提」について

次に傍線②「庄乞、戸母、其蘭一莖焉。庄乞、此云_ニ異提」。戸母、

此云_ニ觀自。(さあよこせ、刀自、その蘭を一本)」の会話文をとりあげる。最初に注目するのは、「庄乞」という表現で、「庄乞、此云_ニ異提」(ルビは筆者)との訓注が付されているものである。まず、訓注で示された「イデ」という和語についてみてみると、「イデ」は『万葉集』に以下のような用例を見ることができる。⁽¹⁰⁾

ア汝をと我を人そ放くなるいて吾君人の中言聞きこすなゆめ

(卷四・六六〇)

イわが背子をいで巨勢山と人は云へど君も来まさず山の名にあらし

(卷七・一〇九七)

ウい伊弉_ニで如何にここだはなはだ利心の失せなむまでに思ふ恋ゆゑ

(卷十一・一四〇〇)

エいで如何にわがここだ恋ふる吾妹子が逢はじと言へることもあらなくに

(卷十二・二八八九)

オいで吾が駒早く行きこそ真土山待つらむ妹を行きて早見む

(卷十一・三一五四)

力この川に朝菜洗ふ児汝なれも吾われも同輩児ちをそ持てるいで児賜りに

「一は云はく、汝まも吾あれも」

(卷十四・三四四〇)

キ橋の古婆こばの放髪はなりが思ふなむ心愛くういで吾いは行かな

(卷十四・三四九六)

右に示した、『万葉集』の例からは、「イデ」が「さあ」と解釈することのできる感動詞であると理解できる。また、これらの『万葉集』の例からは、「イデ」が、おおよそ「他に対して何らかの行動を乞い求める場合」と「自己の意思を強調する場合」との用法があることも確認できる。「他に対して何らかの行動を乞い求める場合」がア・イ・オ・カの例で、「自己の意思を強調する場合」がウ・エ・キの例であると考えられる。また、「他に対して何らかの行動を乞い求める」という用例のうち、四例中三例が「乞」の字で表記されている。これは、「イデ」の指す意味内容によつて歌の表記が選び取られたものと考えられる。今回、問題とする允恭天皇紀の「庄乞（イデ）」の用字例も、先の『万葉集』の「乞（イデ）」の表記例と大変近いものである。ちなみに書紀における、「乞」の用字例は五十三例（※当該箇所を含む）みられるが、『万葉集』の「乞（イデ）」の用字例と同様のものは当該箇所のみである。これは、当該箇所が和語の存在というものを背景にもつ会話文であるというこ

とと大きく関係していると考えられる。

また、『万葉集』における「イデ」の用例は、才の馬に對して用いられたもの以外、親しい間柄の異性に対して「さあ」と用いた例が多い。当該箇所では、たまたま馬に乗つて通りかかった鬪鷦國造が、ほぼ初対面であると考えられる忍坂大中姫に對して「イデ」と呼びかけており、ここに『万葉集』とは異なる「イデ」の用法をみることができる。当該箇所の「压乞、此云異提」（ルビは筆者）という訓注は、ほぼ初対面で、親しい間柄ではない忍坂大中姫に対して、なれなれしくも「イデ」と声をかける鬪鷦國造の非礼な姿を明確に描き出しているといえる。

ここで注意しておきたい点がある。それは、『万葉集』における「イデ」の表記例が、一字一音仮名で表記されたものか、「乞」の一字で表記されるものであつたのに対し、当該箇所の表記例が「压乞」と「压」の字と組み合わされ表記されている点である。ちなみに書紀の「压」の用例は、当該箇所を除き以下のようなものがある。^[13]

①天皇憂へたまひて、乃ち神策を冲衿に運めたまひて曰はく、「…中略…背に日神の威を負ひたてまつりて、影の隨に压ひ躡みなむには（隨影压躡）。此の如くせば、曾て刃に血らずして、虜必ず自づからに敗れなむ」とのたまふ。

（卷三・神武天皇即位前紀八月）

②兄猾、罪を天に獲たれば、事辞る所無し。乃ち自ら機を踏みて压死にき（乃自蹈機而压死）。

（卷三・神武天皇即位前紀八月）

③兄磯城忿りて曰はく、「天压神至しつと聞きて、吾が慨憤みつつある時に、奈何ぞ鳥鳥の若此悪しく鳴く」といひて、压此をば飲芻と云ふ。乃ち弓を響ひて射る。

（卷三・神武天皇即位前紀十一月）

書紀の当該箇所以外の「压」の用字法は、漢籍の用法とほぼ同様のものといえ、①は攻めるの意で使用される例で、②は押すという動詞で使用された例といえる。③は神名の表記例であるが、おそらく威圧するという意で使用されているものである。当該箇所も③の例や「子以大国」压之（あなたは大国の力をかりて威圧する）^[14]（春秋公羊傳）卷十四・文公十四年などの威圧するという「压」の意を念頭においていたうえでの表現であろう。また、この「压乞」表記例は、膨大な量を誇る漢籍において非常に見出しがたい表現であるといえる。これは「压乞」が、「イデ」という和語を念頭におき生み出された表現であることの可能性の高さを示すものである。書紀編者は、「威圧する」の意を持つ「压」と『万葉集』の「イデ」

の表記例にみられる「乞」の字を組み合わせて、「さあ（よこせ）そこの蘭を一本」という意の高圧的のものを乞う会話文を生み出してきたといえるだろう。当該箇所の「イデ」という訓注は、あまり親しくもない女性にたいして高压的に物を乞う鬪鶏国造の非礼さというものの的確に表現するのに有効に機能しているといえる。

●「戸母、此云観自」について

次に鬪鶏国造が忍坂大中姫に対して呼びかけた「戸母（トジ）」と「戸母、此云観自」（ルビは筆者）という表現に注目する。この「戸母」については、「戸母、此云観自」（ルビは筆者）という訓注が付されている。まず、「戸母」は、漢字の字義から考えて、一家の女主人（主婦）の意を表さんとしたものだと理解できる。この「戸母」という表現も先程の「庄乞」の場合と同様に、漢籍において見い出しにくい表現といえる。おそらくこの表現も、訓注で示された「トジ」という和語を念頭において生みだされた表現であると考えられる。「トジ」については、「和名抄」に「劉向列女伝云。古語老母為名。今案和名度之俗用刀自二字者訛也」とあり、万葉歌において、以下の例をみることができる。

i 常世にと わが行かなくに 小金門に もの悲しらに おもへりし わが児の刀自（刀自）を ぬばたまの：

（巻四・七二三）

ii 父君に われは愛子ぞ 母刀自（妣刀自）に われは愛子ぞ
參上る：
（巻六・一〇二二二）

iii 枝の棘原刈り除け倉立てむ屎遠くまれ櫛造る刀自
（巻十六 三八二二二）

iv 香島嶺の 机の島の 小螺を い拾ひ持ち来て 石以ち 突き

破り 早川に 洗ひ濯ぎ 辛塩に こごと揉み 高坏に盛り
机に立てて 母に奉りや 愛づ児の刀自（目豆兒乃刀自）父に
献りつや 愛づ児の刀自（目豆兒乃刀自）

（巻十六 三八八〇）

v 真木柱ほめて造れる殿のごといませ母刀自（波々刀自）面変り
せず
（巻二十 四三四二）

vi 母刀自（阿母刀自）も玉にもがもや戴きて角髪のなかにあへ纏
かまくも
（巻二十 四三七七）

先の『和名抄』の記述や、右に掲げた万葉歌の例から考えると、「トジ」とは、結婚した女性や年配の女性に對して使用される語であることがわかる。その中には、iiiのように、「櫛をつくるおばさんよ」と女性をからかうニュアンスを含むものもある。

当該箇所の「戸母（トジ）」とは、「皇后隨母在家」と表現されるような、婚姻前の母と共に暮らす忍坂大中姫に對して、鬪鶏国造が呼びかけたものである。万葉歌の用例などからみてみると、当

該箇所の文脈において「戸母（トジ）」と表現されるに相応しい人物は忍坂大中姫の母であり、婚姻前の忍坂大中姫が「戸母（トジ）」と表現されることは、主婦・年配の女性の、いざれの意で解釈するにしても万葉歌の用例とのずれをみせることとなる。この闘鷄国造の「戸母（トジ）」という呼びかけは、闘鷄国造が未婚の忍坂大中姫にたしいて、「奥さんよ」もしくは「おばさんよ」とからかつた会話文として理解できよう。この闘鷄国造の会話文は、「戸母」という表記と「戸母、此云観自」という訓注が組み合わされるとにより、「トジ」という和語のもつニュアンスがより明確になつてゐるといえる。このことにより、忍坂大中姫をからかう、闘鷄国造の人物像はより鮮明になつてゐるといえるのではないだろうか。

以上、允恭天皇二年二月条における闘鷄国造の会話文とその訓注について検討してきた。当該箇所の訓注は、闘鷄国造の会話文に集中的に施され、闘鷄国造の会話文の持つ和語のニュアンスを詳細に表現しているといえる。そして、そのことは闘鷄国造の無礼な人物像をより鮮明に描き出しているといえる。書紀の編者は漢文で物語を記述していくなかで、訓注という形式をとり和語を示すことで、闘鷄国造の無礼な会話文と人物像とを巧みに描き出してきたといえるのではないだろうか。

允恭天皇紀の編者は、漢文で当該箇所の会話文を記そうとするにあたり、ある種の問題を抱えたといえるのではないだろうか。それは、書紀の文体はあくまでも漢文体で記されている、しかし、そこに記される会話文の内容は、あくまでも和語を念頭においたものである。特に今回とりあつかった箇所のように、会話文の内容が物語の筋立てと大きく関係する場合、和語のニュアンスを正確に示すことは、書紀の編者にとって大きな問題であったと考えられる。今回、考察を行つた会話文の訓注は、漢文で物語を記すにあたり、書紀の

四、まとめ

今回の考察であつかった、允恭天皇二年春二月条の記述は、論の冒頭でも述べたように、忍坂大中姫が闘鷄国造の言葉を無礼と判断するところにポイントがある。当該箇所の記述の有様を見てみると、闘鷄国造の無礼な有様は、「時闘鷄国造、徒傍徑行之。乗馬而莅籬、謂『皇后』、嘲之曰……」などの地の文の表現からもうかがい知ることができる。しかし、闘鷄国造の無礼な人物像といふものは、会話文に付された訓注によつて、より鮮明になつてゐるといえる。

当該箇所の訓注は漢文で記される書紀の文脈において、会話文という和語のニュアンスを巧みに表現し、闘鷄国造の無礼な人物像を明確にするという点において、有効に機能しているといえるのではないか。

編者が選択した、一つの表現上の方法であると位置づけられるのではないだろうか。

本論は、膨大にある書紀の訓注の一部をとりあげ、その一つの機能を論じたにすぎない。今後は、書紀の訓注一つ一つを検討し、その訓注が持つ文脈的意義というものを更に明らかにしていきたいと考えている。

注

- (1) 二〇〇二年以降の青木周平・毛利正守氏の訓注に関わる論文は以下の様なものがある。青木周平氏「『日本書紀』の訓注と〈訓読〉」
卷一の場合」(『菅野雅雄博士古希記念 古事記・日本書紀論究』
おうふう 二〇〇二年三月)。「『日本書紀』の訓注と〈訓読〉—卷二
の場合—」(『高岡市万葉歴史紀要』一一 二〇〇二年三月)。「訓読
がひらくもの」(『国文学 文字・表記・テキスト』四七一三 二〇
〇二年三月)。毛利正守氏「日本書紀訓注の把握」(『国文学 文字・
表記・テキスト』四七一三 二〇〇二年三月)。「日本書紀の漢語と
訓注のあり方をめぐって」(『萬葉語文研究』第一集和泉書院 二〇
〇五年三月)。「訓読・訓注」(『国文学 古事記・日本書紀・比較』
五一一一 二〇〇六年一月)。「日本書紀訓注の在りようとその意
義」(『人文研究』大阪市立大学大学院文学研究科紀要五七卷 二〇
〇六年三月)。
- (2) 毛利正守氏は、青木論との共通性について、「日本書紀の漢語と訓
注のあり方をめぐって」(前掲)の中で、「とくに、訓注全体の把握
において、⑯～⑰の青木周平氏の論考と本稿とはその研究の方向を
基本的に同じくするものである。」と述べておられる。
- (3) 「日本書紀」の引用は、日本古典文学大系『日本書紀 上下』(岩波
書店)一九六七年三月・一九六五年七月による。以下の『日本書紀』
の引用は、全て同書による。また本文は適宜新字に改めた箇所もある。
- (4) 新編古典文学全集『日本書紀二』(小学館)一九九四年四月
- (5) 『説文解字注』(上海古籍出版社)一九九八年二月
- (6) 『爾雅』の引用は、『十三經注疏』(浙江古籍出版社・一九九八年五月)
所収の『爾雅註疏』に拠った。
- (7) 『和名類聚抄』の引用は、『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書文学
篇第二十二卷〈辞書〉』(臨川書店一九九九年七月)に拠った。『和
名類聚抄』の引用は以下これに拠る。また馬淵夫著『和名類聚抄古
写本・声点本文および索引』(風間書房一九七三年)も参照した。
- (8) 他の「ナビト」の用例は、以下に示した『日本書紀』の記述に一例
ることができる。

また、二〇〇二年以降に発表された書紀の訓注論には以下のよう
なものがある。中野謙一氏『日本書紀』訓注の機能—神代卷を中心
に—(『学習院大学人文科学論集』第十一号二〇〇一年十月)。渡辺
卓氏「上代文献を訓読する」ということ—『日本書紀』を中心として—
(『万葉集と東アジア』一・二〇〇六年三月)。

(2) 毛利正守氏は、青木論との共通性について、「日本書紀の漢語と訓
注のあり方をめぐって」(前掲)の中で、「とくに、訓注全体の把握
において、⑯～⑰の青木周平氏の論考と本稿とはその研究の方向を
基本的に同じくするものである。」と述べておられる。

年六月）に拠つた。『古事記』の引用は、以下、これに拠る。

童女君は、本是采女なり。天皇、一夜与はして脅めり。遂に女子を生めり。天皇、疑ひたまひて養したまはず。女子の行歩するに及りて、天皇、大臣に御します。物部目大連侍ふ。女子、庭を過る。目大連、顧みて群臣に謂りて曰はく、「麗きかな、女子。古の人、云へること有り。『娜毗騰耶皤摩珥』。此の古語、未だ詳ならず。清き庭に徐に歩く者は、誰が女子とか言ふ」といふ。天皇の曰はく、「何の故に問ふや」とのたまふ。目大連、

対へて曰さく、「臣、女子の行歩くを観るに、容儀、能く天皇に似れり」とまうす。

（『日本書紀』卷十四 雄略天皇元年三月）

右の雄略紀には「娜毗騰耶皤摩珥」という会話文があり、ここに「ナヒト」という語がみえる。この語には「此の古語、未だ詳ならず」という注記があり、「娜毗騰耶皤摩珥」という語が書紀編纂當時においても語義未詳であったことが示されている。（岩波大系本の頭注、新編全集の頭注などは、「汝人は母似」という意で解釈している。）

この語の「ハバニ」の部分については、従来より様々な指摘がなされているが、「ナヒト」の部分については、「おい、おまえ」と呼びかける意で諸説一致している。論者も、この部分の「ナヒト」について、「おい、おおまえ」と呼びかける意でとる。

(9) 『古事記』の引用は、新編古典文学全集『古事記』（小学館一九九七

（10）『万葉集』の引用は、中西進校注『万葉集 全訳注原文付一～四』（講談社文庫一九七八年八月～一九八三年十月）に拠つた。『万葉集』の引用は、以下、これに拠る。

(11) 『時代別国語大辞典（上代編）』（三省堂一九六七年十二月）には、「いで【乞】（感）さま。①他人に対し何らかの行動を乞い求める場合。②自己の意思を強調する場合。③自分に対して問い合わせ、疑いをこめる場合。：」とある。

(12) 『日本書紀』の「乞」の用字例数は53例ほどあるが（中村啓信著『日本書紀総索引一～四』角川書店による）、当該箇所の「乞（イデ）」以外の用例は、次のようなものに限られる。

イ・単純に人や物、もしくは人の行動を乞う場合

一書に曰はく、素戔鳴尊、奇稻田媛を幸めさむとして乞ひたまふ。

（卷一・第八段・一書第三）

口・「所乞」などの名詞で使用される場合

是に、其の所乞の隨に遂に赦す。

（卷二・第十段・本書）

二・有名詞の一部として使用される場合

乞食國

（卷十七・欽明天皇二十三年正月）

(13) 『日本書紀』の「庄」の用例は全6例確認できる（中村啓信著『日本書紀総索引一～四』角川書店による）。

(14) 『春秋公羊傳』の引用は、『十三經注疏』（浙江古籍出版社・一九九八年五月）所収の『春秋公羊傳注疏』に拠った。

(15) 膨大な量を有する漢籍において、この表現は少ないと述べることは、大変慎重にならねばならない。ちなみに「庄乞」という表記例は、

『大漢和辞典』・『漢語大詞典』において立項されておらず、台湾の中央研究院の漢籍電子文献、四庫全書を収めた『文淵閣四庫全書電子版CD-ROM』（北京書同文電腦技術開發有限責任公司任）において検索をかけても、見い出すことはできなかつた。

(16) このような、和語を念頭におく書紀の漢字表記については、先の青木・毛利両氏の論文においても詳しく述べられている。

(17) 『時代別国語大辞典（上代編）』（三省堂一九六七年十二月）には、「主婦。^ト普通年配の女性を指すが、若年でも尊敬して称することがある。戸^ト主の約かという。」とある。